

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價運送料は左の如し
一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

時事新報運送料

- 一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、遠洲 一箇月 金六拾五錢
五 露領滿洲、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

本社へ寄稿の付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を撰登するより各社同一の記事を掲ぐるも多からず獨り時事新報社社員並に通信員多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社に多々報道すれば本社に其報道は達する事と信する方多きが如し爲るに進行をせしむる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に寄稿せらるるを請ふ

近衛諸隊の演習に付社員特派

今度上毛の野に於て執行する近衛兵諸隊の演習は親しく天皇陛下の御臨御あり旁々一入の壯觀なるべし本社其模様を詳知せんが爲め昨日社員堀井卯之介氏を同地に特派したれば其實況を讀者に報道するも遺憾なかるべし

時事新報

學生の袴は廢すべし

目下我國に於て小學以上の高等學校に就學する生徒の服装を觀るに洋服にあらざれば袴を着用するを以て都鄙一般の風習なりとす洋服の事は別に考ふる所あれども是れは他日の論として暫く擱き爰には唯袴の事に就て論議の意見を述べんに抑も袴は封建の時代に上は大名の家老より下は小身の徒士に至るまで袴を着るの地位に在りて君に仕ふる者の服装にして袴と兩刀とを武士の附物なるが故に恰も今の警察官が官帽と剣とを身に着るが如く戶外一步必ず此兩者を佩着せざる可らず之に反して當時被治者の地位に在りし農工商に至りては袴を着用せしむるを常と離れて何れか儀式の場所に出る時は平服の上に袴の羽織を着る迄に止まりしが爾來封建制を廢して今の郡縣制と爲し諸侯を廢して士族の常職を廢し其佩刀を禁ぜしより袴も

雑報

○内務大臣と地方官 地方官の職は一方に中央政府の意思を受け一方に人民に直接して行政事務を司

る者なれば其任務の重大なるも云ふ迄もなく從て政府も之に重きを置けども何分人民に直接して行政官を買ひ置きたる非難を受けて當處する事あり取別け近年は政黨政社の競争劇しくなり議員選舉の場合には中央政府の權力盛んにして其勢威を藉りて人民を壓倒し得たる頃には比すれば地方官の職も餘程困難なるもの爲れり此の如く動もすれば人民の側より苦情起りて迷惑する其上に中央政府の方より亦時として厄介なる命令を受けて當處するもあれば又様々の干渉を蒙りて身振きもならぬ程束縛されれば恰かも死物の如く意志あれども行ふを得ずして所謂人形と均しく只當中央政府上長官の意志に依りて左右せらるるが如き事さへもなきを保せず俯仰共に困難を免かれずして暗に之を評すれば所謂板垣の觀あり右は只地方官の職の困難なる方面より觀察したる處なれども稱して又他方面より觀察するときは兎も角も其地方に於ける上長官として行政の事務を總括する者なれば假令以上上の如き困難はあつても亦自ら愉快なる事もあり時としては大に其志を伸べ甚しきは中央政府の權力を凌ぐが如き大勢力を逞ふ事さへもなきにしもあらず蓋し其勢力の消長は中央政府の如何に關する事に於て即ち中央政府の權力盛んなる時は地方官の元氣衰へ地方官の元氣盛んなる時は中央政府の權力衰へたるの觀ある事既往の例に珍しからず勿論民權論未だ盛んならずして中央政府の基礎頗る固く地方官は中央政府の一代理官として恰も其地方に君臨したるが如き姿ありし遠き以前の事は姑く置き其以後就中近年數次内閣の更迭したる時に於ては右の如き種々の變相を呈したるも世人も充分に記憶する所なり故に地方官を適當の地位に保ち餘り中央政府の干渉に苦まじめ又餘り得意の境遇に奔逸せしめざる事は偏に中央政府の處置如何に在る事なれども内務大臣其人の如何も亦大に關係する所あり即ち内務大臣が放任主義の人なれば地方官の働き頗る自由なれども之に反して若しも干渉主義の人ならんには地方官は痛く束縛され己れの意思を以ては何事をも行ふも能はざるが如き事なしとせざるなり本來地方官なるものは直接に中央政府に隷屬し一切萬事中央政府の意思を受けて働くものなれば内務大臣の意思に依りて左右せられべき當なく現に伊藤首相が内閣を組織したる後昨年九月を以て始めて地方官を召集したる際にも右の如き趣旨を以て一場の演説を爲しては行政事務の便宜上地方官は内務大臣の配下に在るを以て多少之が爲めに左右せらるるを免かれず而して今や元勳政治家の一人井上伯の局に當れるを以て人物に於ては固より遺憾なきも伯の請を求むるに觀敬なる或は注意の行届き過ぐる所ありて事干渉の域に踏み込み地方官をして人形然たらしむるの傾は加が若も果して之ありとせば伊藤伯の訓令は早くも既に忘却せられたる者と云はざるを得ず勿論伯が當時斯る演説を爲したるものは前内閣の時に於て撰擧干渉等の事ありしを以て其れとなく之を諷刺したるなりとの説もあれども其意味の如何は兎に角伯の演説は至當の訓令にして何時にても之を守らざる可らざるに付し地方官たるものは内務大臣の如何を問はず該訓令の精神に基き

大に自家の意思を世間より死したる下の必要なる可らざるに對嶋砲臺の完備なるに警備軍省にては向ふ十て砲臺建築費を要員に應じて官の志するものにして他と單に後備の年期をふするが如きは實に其に筋ても事あるとの内議もある及ばずべきものなれば否今は今日未だ確應せんが爲めのしたるよし巴里市會改進黨演説 豊橋館に於て同地一行を招待し銀九名は會主の許進み何か議論を始あり大に喧嘩した出され午後七時半さしに前夜同座に必す面白き舌戰あり來は千二百名許あり許の自由黨派は或して小石を擲る或質問を試み中には容易に行はれずとを得ず豊橋警察を各黨は各黨の事なり此が爲めに事と雖も又署長の事と雖も此の命せざるも最後は事よくと呼ばりりは先づ妨害も止由黨派の某は燭臺よし近ごろ珍らしが已に設計も定議定の上は直ちに餘國なりと 神戸に於け外國米は非常の好右は關東地方水産 初秋刀魚 ては飛魚網漁師がの漁業者に報せし